

区民委員会陳情説明資料

令和2年6月29日

件名	頁
1 元受理番号 9 選択的夫婦別姓制度の法制化に賛成する意見書の提出に関する陳情	2

(区 民 部)

件名	元受理番号9 選択的夫婦別姓制度の法制化に賛成する意見書の提出に関する陳情
所管部課名	区民部戸籍住民課
陳情の要旨	国及び関係諸機関に対して、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成する意見書を提出することを求める。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p>夫婦の氏は、民法第750条で、夫または妻の氏を称する夫婦同姓を規定している。民法改正による選択的夫婦別姓制度の導入を提言した法制審議会の答申が出されてから、20年以上が経過している。</p> <p>1 法務省の動向</p> <p>(1) 平成8年2月26日に、法制審議会は「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫若しくは妻の氏を称し又は各自の婚姻前の氏を称する」とする民法改正案を作成し、選択的夫婦別姓制度の導入を提言した。</p> <p>(2) 平成8年及び平成22年に民法改正法案を準備したが、国会に提出するに至らなかった。</p> <p>2 最高裁判所の判決</p> <p>平成27年12月16日に、最高裁判所は、夫婦同姓を規定する民法第750条は憲法に違反しないとの判断を示した。</p> <p>3 内閣府の第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日決定）</p> <p>選択的夫婦別姓制度の導入等の民法改正等に関し、司法の判断も踏まえ検討を進める。</p> <p>第5次男女共同参画基本計画を令和2年度中に閣議決定する予定である。</p> <p>4 東京都内の新たな動向</p> <p>(1) 令和元年6月19日には、東京都議会において、選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出に関する請願が賛成多数で可決された。</p> <p>(2) 21区で陳情の提出がなされ、そのうち10区で採択された。</p> <p>5 旧氏併記制度</p> <p>令和元年11月5日から、住民票やマイナンバーカードへの旧氏記載が可能となった。</p>
問題点等	